

令和3年第2回鬼北町議会定例会

令和3年6月4日（金曜日）

○議事日程

令和3年6月4日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 町長施政方針説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第55号 町営土地改良事業（かんがい排水・成藤地区）の施行について
- 日程第8 議案第56号 令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第57号 令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第58号 令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 発議第2号 鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 発議第3号 鬼北町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第13 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第14 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第15 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第7 議案第55号 町営土地改良事業（かんがい排水・成藤地区）の施行について
- 日程第8 議案第56号 令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第57号 令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算

(第1号) について

- 日程第10 議案第58号 令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 発議第2号 鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 発議第3号 鬼北町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第13 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第14 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第15 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員(12名)

1番	坂本一仁	2番	兵頭稔
3番	高橋聖子	4番	中山定則
5番	末廣啓	6番	山本博士
7番	松下純次	8番	福原良夫
9番	程内覺	10番	松浦司
11番	赤松俊二	12番	芝照雄

○欠席議員(なし)

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企画振興課長 二 宮 浩	総務財政課長 高 田 達 也
危機管理課長 水 野 博 光	町民生活課長 那 須 周 造
保健介護課長 芝 達 雄	環境保全課長 森 明
農 林 課 長 松 本 秀 治	建 設 課 長 上 田 司
水 道 課 長 上 田 司	日 吉 支 所 長 山 本 雄 大

会計管理者 古谷 忠志
教育課長 谷口 浩司
農業委員会事務局長 松本 秀治

教育長 松浦 秀樹
農業委員会会長 川平 定計
代表監査委員 上甲 康夫

○副議長（赤松俊二君）

御起立願います。

礼。

○議長（芝 照雄君）

改めて、おはようございます。

それでは、ただいまから、令和3年第2回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和3年第2回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、目下最大の課題であります新型コロナウイルス感染症については、町民の皆様様の命を守ることを第一に、医療、経済、町民生活など、あらゆる側面から引き続き対策を進めております。

また、喫緊の課題でありますワクチン接種について、現在、県内で最も早いペースでワクチン接種が実施できておりますのは、町内医師をはじめ、医療関係者の方々が冬場から協議を重ね、町民のためにとの思いから接種体制の構築を進めていただいたことが大きな要因でございます。

よりスピーディーに安心を届けるという目的のため、大きな力をいただいておりますことに対しまして、町民を代表し、心から感謝申し上げます。

高齢者の接種に当たっては、既に2回目の接種も始まっておりますが、やはり当日のキャンセルも多く、現在は福祉施設関係者のみならず、子どもたちと接する保育士、また、ごみやし尿などの廃棄物処理関係者にも随時接種対応を拡大しております。

今後は、65歳未満の接種が始まり、さらに12歳まで接種年齢が引き下げられることから、当日のキャンセル対応としてしっかりと計画する必要があることと、さらに、例年よりも早い梅雨入りとなり、豪雨災害や台風災害が危惧される場所であり、キャンセル対応として学校関係者、町内消防団員の希望者、65歳未満の民生児童委員、そして私も含め、危機管理対応関係者にも範囲を広げ、ワクチン廃棄にならない

よう、極力臨機応変の対応を考えております。

愛媛県では、4月25日から愛媛県全域を対象に、まん延防止等重点措置が発出され、本町においても、町民の命と健康を守ることを最大の使命とし、不要不急の外出自粛の呼びかけや、小・中学校の教育活動の一部自粛、町関連イベントの中止や延期、公共施設の休館等を行ってまいりました。

町民の皆様には、日常生活において様々な制約をお願いし、その御負担は計り知れないものがあり、御協力いただく皆様に深く感謝申し上げます。

現在、南予地域での新型コロナウイルス感染状況は、落ち着きを見せておりますが、一たび感染が再発すると制御が難しいことから、今後も感染防止対策を行いながら、感染の再拡大に対し万全の備えを期すとともに、社会活動・経済活動の再開を模索し、両立させていくことが肝要であると認識しておりますので、引き続きの御協力を重ねてお願い申し上げます。

さて、本日の議会は、私にとりましては、町長2期目就任後の初めての定例会でありますので、今後の町政運営につきまして、施政方針を御説明申し上げますとともに、事業の施行案件1件、補正予算3件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和3年第2回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、6番、山本博士議員、7番、松下純次議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月15日までの12日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から6月15日までの12日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長から、令和2年度鬼北町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書及び令和2年度鬼北町一般会計事故繰越し繰越計算書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から、令和3年2月分、3月分、4月分に関する例月現金出納検査及び同法第199条第9項の規定により、環境保全課及び日吉支所の所管に係る定期監査の結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和2年度鬼北町教育委員会点検・評価報告書の提出がありましたので、配付しております。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から鬼北土地開発公社の経営状況を説明する資料として、令和2年度決算に関する書類と令和3年度予算に関する書類を配付しております。

なお、この決算は、理事会において承認済みのものです。

また、株式会社森の三角ぼうし、株式会社日吉農林公社、株式会社日吉夢産地それぞれの経営状況を説明する資料として、令和2年度決算に関する書類及び令和3年度事業の計画に関する書類が提出されましたので、配付しております。

なお、この決算及び事業の計画等は、通常総会において、承認済みのものです。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙、議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、愛媛県町村議会議長会の令和3年度第1回臨時総会が書面により開催され、書面審査の結果、会長、副会長などの役員が選出・決定されました。その詳細は、議会事務局に資料を保管しておりますので、後刻、お目通しください。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告に3月定例会以降の行動状況を提示いたしております。

ご覧のとおり、コロナ禍の影響で、県外への出張は1件もございませんでした。

昼間において、特定の人物にお会いした松山市訪問が1件、宇和島市が4件ございました。

逆に、この間において愛媛県と20市町の首長会議などのリモート会議が十数件ございました。

4月22日、東京オリンピック2020聖火リレーセレモニーが鬼北町で開催されました。4月8日から設定された感染警戒レベル、感染対策期の期間と重なり、住民の方々に社会生活への制限を要請している中での開催ということで、町独自の催し、ランナーの出身小学校児童が参加しての応援や、太鼓演奏、高校生のブラスバンド演奏などは、残念ながら、全て中止といたしました。

それでも松山市以外が実施することとした聖火リレーをどうPRしたらよいのか正直戸惑いました。このことについて私がいかに開催理由を並べ立てようが、前日の夕方におっしゃいました中村知事のメッセージは、何人もかなわないと感じました。

このような中で、走っていただいたランナーや、関係者の方々に改めて深く感謝申し上げます。

5月6日、新たに地域おこし協力隊隊員が赴任していただきました。彼は鬼北町の特産品などを生かした新たな商品開発を目指し、広く鬼北町をPR、情報発信したいとの意欲を持たれております。しばらくの間、道の駅、産地直売所での実務体験をお願いし、方向性を模索されることになっております。

3月31日及び5月15日の関連で、この春、国内の大学医学部に入学したお二人が、鬼北町医師確保奨学金制度を活用してくれることになりました。お二人は大学在学期間6年間を上限として貸付けを行います。大学卒業後、鬼北町内で医師として一定期間勤務をしていただくことで貸付金の返還が免除されます。近い将来、鬼北町の地域医療を支える大きな若い力になってくれることを心から願っております。

昨年度に引き続き、本年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対策の実施における幾度とない協議依頼に対しまして積極的に御協力いただきました議員各位に対しまして、再度、御礼申し上げ、行政報告とさせていただきます。

この後、令和2年度鬼北町一般会計及び特別会計に係る出納閉鎖の状況につきまして、お手元に配付しております資料により、会計管理者が説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○会計管理者（古谷忠志君）

令和2年度予算に係る出納閉鎖を去る5月31日に行いましたので、その概要についてお手元に配付しておりますA3の資料、令和2年度鬼北町出納閉鎖の概要で報告をいたします。

まず、一番上の段、aの欄の一般会計につきましては、歳入歳出とも予算現額10億7,018万2,000円に対しまして、収入済額は9億4,305万4,760円で、予算に対する執行率は89.22%、また、支出済額は9億2,972万2,359円で、執行率は87.13%となり、一般会計の収支差引繰越額は、2億2,082万5,401円となっております。

続いて、右端備考の欄、当年度の欄をご覧ください。

令和3年度に繰越明許費として32の事業、7億8,364万5,000円、事故繰越しとして二つの事業、1億7,534万3,000円を繰り越しており、この繰越事業に充当する一般財源は6,138万6,000円となっております。

なお、事業の内訳につきましては、本日、別途に配付されております繰越計算書で後ほど御確認ください。

次に、特別会計について報告いたします。

特別会計につきましては、収入済額、支出済額、収支差引繰越額は、会計別にそれぞれこの表の内訳のとおりとなっております。特別会計8会計の収支差引繰越額の合計は、特別会計の合計bの欄の収支差引繰越額のとおり、5,015万8,022円となっております。

なお、診療所特別会計で明許費として1事業、222万円を繰り越しており、これに充当する一般財源は4,000円となっております。また、右端備考、当年度の欄の内訳のとおり、繰出し、繰入れを行っており、一般会計への繰入金合計が1億7,848,878円。一般会計からの繰入金の合計が5億4,080万7,616円。国保会計からの繰入金が1,442万1,000円となっております。

一般会計と特別会計の合計は、cの欄のとおり、予算現額1億4,136万4,300円

対しまして、収入済額は127億651万9,104円で、執行率は89.88%。

また、支出済額は124億3,553万5,681円で、執行率は87.97%、収支差引繰越額は2億7,098万3,423円となりました。

次に、下段のその他の欄の基金額につきましては、3月31日現在で、21基金合わせて51億1,177万5,578円。

また、歳計外現金につきましては、繰越額2,132万5,216円で、基金歳計外現金の繰越額合計は51億3,310万794円となっております。

以上、令和2年度予算に係る出納閉鎖の概要の報告とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、町長施政方針説明を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、お手元の施政方針をご覧ください。

まず、はじめに、令和3年度は、私が2期目の町政をお預かりして最初の年度であります。

まず、世界を震撼させております新型コロナウイルスに関しましては、いまだに予断を許さない状況が続いております。見えない脅威によって会議や旅行、会食など、これまでに当たり前に行っていたことができなくなり、私たちの日常は大きく変わりました。

コロナ禍は、町内経済にも影を落としており、事業者の皆様、特に飲食業に携わる方々の御苦労は計り知れないものがあるかと拝察いたします。

こうした中、みんなが待ち望んできましたワクチンが開発され、当町でも接種が始められたことから、一筋の光が見えてまいりました。希望する全町民がワクチン接種できること等で様々な環境にある町民の皆様が平穏な生活を取り戻せる年となるよう感染症対策に全力を尽くす所存であります。

少し下に参りまして、まちづくりは一夕一朝にできるものではありません。町への投資が地域に根差し、広域に波及し、その成果が現れるまで10年あるいは20年といった長い年月を要します。

少子高齢化や人口減少は、地方において、引き続き深刻な課題であります。言うなれば、今が動くときであり、遅きに失することのないよう、町の責務として生き生きとして住み続けられる持続可能な未来を描くことができるよう、第2次長期総合計画

に掲げるまちづくりの目標に基づく各種施策に積極的に取り組んでまいります。

これにより、私の町長としての町政運営に向けての所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに町民の皆様に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度の基本施策4点について御説明いたします。

1点目は、安心安全、災害に強いまちづくりの推進であります。

新型コロナウイルス感染症について、完全な収束の見通しはいまだ明らかではありませんが、町民の命と生活を守るため、引き続き、国、県、医療機関と連携を図りながら、ワクチン接種体制を整備し、速やかに予防接種を実施するなど、感染拡大防止の取り組みに全力を尽くします。

北宇和病院においては、指定管理者である社会福祉法人旭川荘との連携を一層推進するとともに、令和3年3月に改定した新鬼北町病院改革プランにより、地域の皆さんとの触れあいを大切にし、信頼される医療機関を目指して、地域の医療、介護、福祉、保健の包括的な連携、健全な病院運営、住民の健康を守り、良質な医療提供に努めてまいります。

次に、地域インフラの整備であります。

国においては、デジタル庁の創設をはじめ、行政のデジタル化に向けて急速に進展しています。本町においても、地域の生活環境の維持、発展を支えるインフラ、または生産性向上や事業の効率化を実現するためのインフラとして活用が期待されているローカル5Gの導入を検討し、地域課題の解決や活性化を図るとともに、ケーブルテレビや高速インターネット環境の提供、携帯電話エリアの整備、えひめフリーWi-Fiの整備、IP告知放送システムによる防災情報の提供などを継続して実施してまいります。

また、今年度から、危機管理棟及び危機管理課を新設するとともに、災害時に関係機関が一堂に集まれる防災拠点として運用しております。

迅速かつ円滑な災害対応等を目指すとともに、自助、共助、公助の連携を強化し、地域、町、広域の3つの視点から防災力を高めることに努めます。

次に、災害復旧、河床掘削の推進であります。

まず、災害復旧であります。平成30年に発生した7月豪雨災害箇所につきましては、早期復旧を行い、被災防止及び住民生活に支障のないよう努めているところではあります。

しかし、あまりにも多くの災害箇所数があるため、全復旧には至っていない状況で

あり、さらなる復旧に努めます。

河床掘削の推進において、本町を流れる多数の河川においては、経年堆積に加え、平成30年7月豪雨災害の影響で、土砂による河床の上昇が顕著となっており、堤防の越水、護岸施設の災害の要因となり、流域住民の生活を脅かす状況となっています。

地域住民の方々からも不安の声が多く、安全で安心して暮らせるよう、河床掘削事業の継続的な事業推進に努めます。

次に、地域交通網の整備、交通弱者対策であります。

今年度においては、高知高陵交通の廃線に伴い、日向谷地区の皆さんに既に福祉タクシーチケットの配布を実施しております。令和3年度においては、国道、県道から離れた幾つかの集落において、ニーズに合った福祉交通サービスの充実を図り、公共交通の維持と向上に努め、経済性に優れた交通手段の確保、交通弱者救済のための施策を進める上での調査を進めてまいります。

次に、空き家対策の強化であります。

今後、空き家等の増加に伴い、この問題は一層深刻化し、このような住宅を放置することは、火災や倒壊による危険や景観を損ねることにもつながるため、鬼北町老朽危険空家除却事業補助金交付制度を整備し、適正管理の推進に努めてまいります。

一方、入居可能な空き家については、家の状態や立地、持ち主の御意向などをデータベース化し、空き家バンクとして移住希望者などとのマッチングを図るなど、有効活用を努めます。あわせて、空き店舗を改修して、ワーケーションや事業者に貸し出すサテライトオフィスとしての活用策にも取り組んでまいります。

次に、上下水道の整備、保守であります。

本町の水道普及率は、96.8%となっていますが、老朽化の進んだ施設の更新と水道施設の耐震化が必要となっているため、計画的に老朽化施設等の整備に取り組めます。

また、下水道については、料金体系の見直しや、コスト縮減のための合理化経営計画を推進することが求められております。

住環境の向上と河川環境の保全のために農業集落排水施設の接続率の向上や農業集落排水施設の長寿命化及び合併処理浄化槽の普及を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備に取り組めます。

次に、都市計画の推進であります。

JR近永駅周辺は、商業、医療、行政などの施設が集まる地区ですが、近年は、鉄道利用者の減少や商店街の衰退に加え、駅舎の老朽化も進み、町の玄関としての機能

が低下しております。そのため、令和元年度より、近永駅周辺賑わい創出プロジェクトを立ち上げ、産官学が連携しながら地域課題に取り組む体制づくりを推進しております。

この先、近永駅前について再活用に向けた開発を実施し、地域住民の利便性向上や観光資源としての活用、交流人口の拡大を図ります。

その1つとして、JR近永駅改築をはじめとする、近永駅周辺を今以上に活用していただくための再開発を実施し、町の中心部としての賑わい創出につながるよう努めます。

2点目は、地域資源を生かした持続可能な産業振興であります。

まずは産業後継者、地域後継者の育成、新規I・U・Jターンの支援を図ります。担い手不足については、体験農園、農業研修制度及び農業法人等への農業就業者支援事業を活用し、新規就農者の確保、育成に努めてまいります。また、就農希望者に対して、農地探しや技術研修、販路確保など一貫した就農支援を行い、農業の担い手の確保、育成に努めます。あわせて、経営の規模拡大を志向する農家への農地の集積を図り、経営の安定化、効率化を促進します。

次に、商工業であります。商工業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。特に、コロナ禍における飲食業に携わる方々の御苦労は計り知れないものがあると拝察いたします。町内各地域で世代間や男女間によって商工業を営む方々の御意見は本当に多種多様であり、町民の方々の行政にかける想いの多様さを痛感いたしております。

令和3年度においても、町内の元気のある商店や企業を育てるため、商工会との連携を図りながら、当町に人を呼び込み、地域活力の創出を図るために不可欠な経済的基盤の確保、町内事業所の支援、若者の地域への定着を図ることを目的とした鬼の町で暮らす働く支援事業を活用し、事業所支援に取り組んでまいります。また、引き続き、新規起業される方に対して企業のために必要な経費の一部を支援し、商業の活性化を図ります。

次に、森林財産の構築、間伐推進のためのバイオマス発電事業の推進であります。

前にもお話しいたしましたが、私は間伐の最適時期が来ている今の多くの森林を次の世代に財産として、また、町民が誇れる鬼北の自然環境として残していく作業が現在必要であると考えております。その除間伐作業の未利用材の活用先として、バイオマス発電を誘致する作業に取りかかっております。

バイオマス発電でのエネルギーの再利用はもちろんのこと、雇用確保の観点から、

発電所そのものの一時雇用ではなく、除間伐に必要な林業関係者の雇用を推進することがメリットであり、同時に担い手確保、組織強化に努めてまいります。この作業は、この時代に生きる私たちが持つ次世代への責務であると考えております。

次に、鳥獣害対策から新事業への展開であります。

イノシシ、猿、シカなど鳥獣からの農作物被害は甚大なものであり、農林家にとっては死活問題となっています。現在、捕獲した有害鳥獣の多くは埋設処分されており、捕獲していただいております猟友会の方々にとっては、埋設する労力など大きな負担となっております。その負担軽減と捕獲した有害鳥獣の有効活用を図るために、ジビエのペットフード加工施設の整備及びその関連施設の減容化施設の整備を計画しているところであります。

各施設につきましては、令和3年度に減容化施設を整備し、令和4年度にジビエのペットフード加工施設を整備する計画としておりますので、令和5年度からは、イノシシ、シカのジビエ活用に努めてまいります。

次に、鬼のまちづくりの継続であります。

鬼のまちづくり事業については、アート作品募集やイベントを継続し、活力あるまちづくりを感じられるような施策を実施していきたいと考えております。

財源としては、鬼のまちづくりを全国的に展開し、鬼北町の知名度がアップしたことで増加傾向にある町外からのふるさと納税を活用させていただいております。もうすぐお披露目となる鬼列車も鬼のまちづくりを頑張ってもらいたいとする寄附金を活用させていただいております。

町内外の鬼北町応援団の方々の想いを施策に活用することは、幅広い情報発信として位置づけており、本年も鬼のまちづくりプロジェクト支援事業に積極的に取り組んでまいります。

3点目は、子育て支援施策の充実についてであります。

まずは、保育施設の統合整備と認定こども園の設置であります。再編につきましては、近永、好藤、清水、小倉保育所を廃止し、新設の保育所に統合、みどり保育所を廃止し、小松にある保育所に統合することとしており、統廃合後は新設の保育所、小松、さくらの3保育所体制とすることとしております。令和3年度中に設計に着手し、令和4年度中に工事を完了させ、令和5年4月に再編された新設の保育所を開所したいと考えております。

次に、子育て環境の充実、保育時間の延長、病児保育等の実施ですが、本町では、町立保育所、放課後児童クラブや子育て支援センターゆめぼっけが中心となって多様

化する保育ニーズに対応できるよう、子育て支援を推進し、早朝居残り保育や障がい児保育を継続して実施するほか、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組んでまいります。

また、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校の児童に対し、安全で健やかな居場所を確保するため、学校の空き教室などを利用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、交流活動などを行う放課後子ども教室を引き続き実施いたします。

あわせて、ひとり親家庭への支援として、教室に支援員を派遣し、子どもの基本的な生活習慣の支援や学習支援を行うひとり親家庭学習支援事業を継続、実施いたします。

大切なのは、現在そして未来において、子育て世代の方々が育てやすい鬼北と提供いただけるような体制づくりを早期に構築することが、現在の鬼北町に必要な、重要な施策であると思っております。

4点目は、教育環境の充実について。

まずは、学校施設整備、広見中学校の改築推進であります。

広見中学校においては、築後49年が経過し、老朽化が著しく、特に雨漏りやそれに伴うカビの発生、コンクリートの剥離等により健康面や安全面で支障が発生しており、生徒たちが将来の目標を考える大切な時期に充実した環境で教育を受けさせたい思いから、令和2年度に設計業務委託料を計上し、5月末に実施設計が完了したところであります。

今後は、順次、校舎を解体しながら、新校舎の建築を進め、令和6年4月全校舎完成の予定で計画しております。

北宇和高校においては、地域、学校、行政が連携して、高校魅力化プロジェクトを推進し、魅力ある教育環境の構築を図ります。

また、一般財団法人・地域教育魅力化プラットフォームが運営する地域みらい留学に加入し、北宇和高校存続のための安定した生徒の確保を図るため、本格的に全国募集をかける高校との連携を深めます。

このため、魅力ある住環境を提供するための高校寮の整備や公営塾の開設など、高校発の地方創生を目指したまちづくりを推進します。

次に、地域文化財の活用推進であります。

町内には、文化の丘、明星ヶ丘にある歴史的文化施設や等妙寺旧境内、岩谷遺跡など貴重な史跡が多数存在しています。これらの地域の先人が残した足跡を後世へと正

しく継承するとともに、地域の魅力として創造発展させ、地域学習の場のみならず、観光などにも活かすなど、地域資源として積極的な活用を図ることが課題となっています。

等妙寺旧境内などの発掘調査を行い、町の歴史を後世に伝え、等妙寺旧境内の一般公開に向けた整備を行い、その活用を図るとともに町内の歴史、文化施設の収蔵品の包括的な管理と展示の充実を図ります。

また、明星ヶ丘の施設の活用を促進するとともに、観光資源としての魅力向上に努めます。先達の築き上げた遺産を町民の方々に、私たちの大切な財産、次世代へ引き継いでいく責任ある財産として心に刻んでいただく働きかけが最も重要であると考えております。

次に、地域教育力の向上と地域愛の持続向上であります。

多様化、複雑化する地域の課題を解決するには、行政の限られたマンパワーや財源だけでは十分な成果を上げることが難しくなっています。こうした中、地域をよく知る住民自らが中心となって、地域の特性に応じて課題解決に取り組む住民自治が大きな力を発揮すると期待されます。

本町では、公民館分館や行政区を単位とする地域活動が既実践されており、地域内での支え合いや環境美化、伝統行事の継承などが行われております。こうした住民自治をさらに幅広い分野に広げていくために、行政、住民、自治会、NPO法人、ボランティア団体、企業などの様々な主体が連携し、地域の支え合いの仕組みを強化することが課題です。

そのためには、町政に関する町民との情報共有を促進するため、広報誌やホームページの充実、光ケーブル網を活用した新たな情報基盤の整備などを実施し、町民の町政への参加意識の向上を図ります。

次に、人権尊重、男女共同参画の推進であります。

本町では、平成31年に第3次男女共同参画基本計画を策定し、男女がともに子どもから高齢者まで互いに尊重し、希望を持って活躍できる社会づくりを進めています。

本町の女性は、全国に比べて就業率が高く、子育てに伴う離職があまり見られません。一方、職場での女性管理職の採用や公的な場での女性の登用は、十分には進んでいない場面もあります。

住民一人一人が、その個性と能力を様々な分野で発揮するためには、あらゆる差別が取り除かれなければなりません。

国際化が進み、また多様な価値観を持つ人が共に生きる社会では、町全体での人権

意識の浸透と男女共同参画への理解を深めていくことがますます重要になっています。性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、全ての人がお互いを尊重し合い、誰もがその人の持つ個性と能力を発揮できる社会の実現に努めます。

以上でございます。

なお、部門別の事業内容等につきましては、別冊で令和3年度課別主要施策を配付しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

むすびに、私はこれまでの取り組みを生かし、今後の社会情勢の変化を見据え、町の総合力を一層高め、町民や地域、事業者など、まちづくりに関わる全ての主体の道しるべとなり、互いの立場を尊重しつつ、まちづくりを町民の皆さんとともに推進し、一人一人が暮らしの豊かさを実感し、誰もが訪れたい、帰りたいと感じるふるさとづくり、未来を担う子どもたちをみんなで育むふるさとづくりなど、次世代へ引き継いでいこうとする意欲あふれる町を実現していきたいと考えております。

さらに、いまだに収束の見られないコロナ対策においても、最善の対策をよりスピード感をもって遂行してまいりたいと考えております。

今後も町民の皆様の信頼に応えることができるよう、誠心誠意努めてまいりますので、何とぞ、議員各位をはじめ、町民の皆様の温かい御理解と絶大なる御協力を切にお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

日程第6、一般質問を行います。

今回の定例会には、中山定則議員、末廣啓議員、山本博士議員の3名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

それでは、中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

議席番号4番の中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問1、鬼北町立図書館の建設について。

図書館は、図書館法第2条第1項で、この法律において、図書館とは、図書、記録

その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く）をいうと定義されています。

公立図書館は、乳幼児から高齢者まで、住民全ての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に関わる場であると言われていています。

住み続けたい魅力のある鬼北町を実現するため、近永アルコール工場跡地未利用地に、鬼北町立図書館を建設する構想を練る考えはないか質問します。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の鬼北町立図書館の建設についての御質問にお答えいたします。

まず、当町の現状について御説明いたします。

御案内のとおり、当町には、図書館はなく、中央公民館内に図書室を設置しております。以前は、中央公民館の2階に設置しておりましたが、現在の図書室は、平成24年2月に、中央公民館1階にあった文化財室を改装したものであります。

利用状況につきましては、平成23年度までの改装前が、年間延べ140人程度でしたが、改装後の平成24年度には、延べ7,000人の方に利用していただきました。その後の利用につきましても、年間8,000人から9,000人程度の方に利用していただいております。ただ、新型コロナウイルス感染症等の影響で、若干利用者が減少し、令和2年度は、6,014人の利用者となっております。また、各地区公民館にも図書室を整備しております、地区内外の方に利用していただいております。

近永アルコール工場跡地未利用地に、鬼北町立図書館を建設する考えはないかとの御質問であります。近永アルコール工場跡地を造成した当初の住民の意見集約の中には、イベント・コンサート・講演会ができる文化施設や図書館、スポーツ施設をという幅広い内容での提案もあったところではありますが、その一方では、将来に財政負担をもたらす施設は造るべきでない、よそでは箱物は失敗例が多く箱物は要らないといった御意見もいただいたところでもあります。

このような経緯の中で、令和2年12月議会定例会において、中山議員から、近永アルコール工場跡地未利用地の活用についての御質問を受け、現在、児童数の減少などから、町内の保育所の統合・再編を計画しており、保育所統合後の新たな保育所を工場跡地に建設し、その新たな保育所を中心として、子育て支援施設、公園、住民交流施設、商業施設等を盛り込んだ複合施設を建設したいと考えているところでありますとお答えしております。

計画しております住民交流施設の中に、小規模な図書スペースを設置する等も検討しているところであり、単独の図書館建設につきましては、予定しておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第1番目の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問1についての再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

町民は、図書館利用を通じて学習し、情報を入手し、文化的な生活を営むことができます。図書館は、その活用によって関心のある分野について学習する、各自の趣味を伸ばし生活にくつろぎと潤いをもたらす。子どもたちは読書習慣を養い、本を読む楽しさを知り、想像力を豊かにする。人との出会い、語り合い、交流が行われ、地域文化の創造に参画するなど、限りない可能性を持っています。

ぜひ、町民にとってなくてはならない施設である図書館、先の住生活基本計画作成に関わる住民アンケートで、文化・スポーツ施設などの充実は、肯定的な回答が50%未満でありました。町で設置する責務がある図書館について、ぜひ建設を計画する検討をできないか、再度質問いたします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

アルコール跡地ということじゃなしに、図書館建設についての御質問でありますので、教育課長のほうから答弁をさせます。

○教育課長（谷口浩司君）

ただいまの再質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

まず、設置の義務があるということで、中山議員から言われたわけですが、まず、その点について答弁をさせていただきます。

図書館法というのがありまして、その内容に、図書館の設置の内容について等々記載されている法律がございますが、その中には設置をしないといけないということは

書いてございません。

文部科学省から出されております図書館の設置及び運営上の望ましい基準というのがございます。その中に、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとあります。

また、公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の、いわゆる町の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して適切な位置及び必要な図書館設置の床面積、蔵書収納能力、職員数等を確保するよう努めるとあります。ということで、当町の現在の図書館は設置をしてございませんが、先ほど町長が答弁したように、図書室を設置しております。また、各地区公民館においても、図書を蔵書しております、6地区の各地区公民館及び中央公民館図書室を設置しております。

また、児童生徒が使用する図書については、学校図書法というのがありまして、学校のほうに図書室、図書館を設置しなければならないという義務が課されておりました、そこには司書、図書を指導します先生を置かなければならないということになっております。ということで、当町の現在の状況は、そういう状況でございまして、人口規模、あと交通網ですね。近場に宇和島市とか、梶原町とかございます。

あと利用状況ですね。現在の利用状況を様々なことを勘案しまして、今の状況ということで、中央公民館に図書室を整備をさせて、これが平成24年に整備をさせていただいた図書室でございしますが、それを利用させていただくと。管理人さんも中央公民館2階で運営しておったときには、管理人さんをつけておりませんでした、今3人つかせていただいて、図書室で住民の方からいろいろなレファレンス、いわゆる図書に関しての情報の提供を求められた場合とか、あと図書の貸出しのお手伝いとかをさせていただくという状況で、いろいろな利用促進ができるような形を取っております。

今後も現行の図書室を予算内において利用者のニーズやリクエストに応じた書籍の購入等、各種イベント、これも子どもさんが生まれたときにブックスタート事業というのがございまして、それを図書館の管理人が読み上げて、図書を蔵書する、2冊寄附すると、与えるということでやらせていただいております。あとイベント的に読書週間というのがございまして、そういうときにイベントを開催したり、様々な利用促進を行っておりますので、今後もニーズに応えるように様々なことを考えて利用促進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

再々質問はありません。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、中山議員、質問2についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問2なんですが、その前に、今の答弁でちょっと気になったんですが、私、図書館、設置する義務とは言ってないような気がしたんですが、言っていたら訂正させてください。責務といったつもりなので、それだけ付け加えさせていただきます。

質問2、来庁者に対する対応等について。

来庁者が、気持ちよく要件を済ますことができるようにするため、次の4点について、改善等できないか質問します。

1点目、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁者にはっきり分かるように、庁舎入り口に、マスク着用、手指消毒、検温をしていただくようお願いの看板を設置できないか質問します。

2点目、総合受付について、「受付職員が玄関ホール横でパソコンをしていた。玄関ホールに案内表示をすれば行先は分かるので、受付は必要ない。」との町民の意見があります。総合受付を廃止できないか質問します。

3点目、来庁者が窓口付近で誰に声をかけたらよいか迷われている姿を見かけることがあります。このコロナ下ではありますが、職員から先に積極的に声かけできないか質問します。

4点目、別館隣に危機管理棟が完成しました。この機会に再度、庁舎内の整理整頓、案内表示の確認、職員の身だしなみ・接遇マナーをチェックできないか質問します。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の来庁者に対する対応等についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁者にはっきり分かる

ように、庁舎入り口に、マスク着用、手指消毒、検温をしていただくお願いの看板を設置できないかとの御質問であります。現在、来庁者のほとんどの方がマスク着用、手指消毒、検温に御協力をいただいております。さらに徹底できるよう、庁舎玄関周辺が乱雑にならないように整理し、来庁された方に分かりやすい看板の設置を検討いたします。

次に、2点目の総合受付について、「受付職員が玄関ホール横でパソコンをしていた。玄関ホールに案内表示をすれば行先は分かるので受付は必要ない。」との町民の意見がある。総合受付を廃止できないかとの御質問であります。令和2年3月議会定例会で、中山議員の御質問に対して答弁させていただきましたが、何人もの町民の皆様から、「受付の職員に親切に案内してもらって助かった」というお話を伺うなど、高い評価をいただいているものと認識しておりますので、現在のところ廃止するという考えはございません。

役場に頻繁に来庁される町民の方であれば、案内表示により目的の箇所に容易に行くことができると思いますが、そのような方はあまり多くはないと考えております。また、受付職員が玄関ホール横でパソコンをしていたとの御意見であります。来庁されたお客様を最優先に御案内できるよう接客能力の向上を図り、総合受付を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、3点目の来庁者が窓口付近で誰に声をかけたらよいか迷われている姿を見かけることがある。コロナ下ではあるが、職員から先に積極的な声かけできないかとの御質問であります。議員御指摘のとおり、まずは職員が来庁されているお客様に気づき、積極的に声かけをして、来庁された皆様が不安にならないように対応すべきであると考えております。このことは、来庁された方への挨拶も含め、常日頃から指導しているところでありますが、来庁者の目線に立った対応ができるよう、再度指導してまいりたいと考えております。

次に、4点目の別館隣に危機管理棟が完成した。この機会に再度、庁舎内の整理整頓、案内表示の確認、職員の身だしなみ・接客マナーをチェックできないかとの御質問であります。令和2年3月議会定例会での答弁と重複する部分もありますが、庁舎内の整理整頓等については、庁舎を視察される来庁者がある機会や、毎月の庁舎内清掃前に、職員に対して周知を行っております。

今後におきましても、日頃から退庁時には、庁舎内の書棚等の上、机の上と足元の書類等を整理し、整然とした執務環境の維持に努めるよう留意してまいりたいと考えております。

また、案内表示につきましては、今年度の組織の改正により、変更が必要となった表示を対応中ではありますが、さらに確認して、来庁者に分かりやすい表示に改善するとともに、職員の身だしなみ・接遇マナーについては、職員研修を実施するなど、再度、職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

町長のほうから、住民の方から高い評価をいただいているということがあったんですが、私が接する方からは、さっきの質問のとおりのような意見もございましたので、教導させていただきました。

総合受付の案内の職員が玄関ホールの正面ではなく、左側に座って通常業務を行っているのが現状であると思います。その存在が分からない町民の方もおられると思います。鬼北町の庁舎の規模、玄関ホールの広さ、構造から考えまして、総合案内というものを置く必要があるのか、再度質問いたします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

この窓口業務というのは、逆に議員が言われる左側に設置しておくこと等の場所については、私は検討することがあれば、それはそれでいいと思うんですけども、ただ設置そのものについては、もしあれがなかったときに、従来の案内看板だけであったと、やはり町民の方々が来たときに親しみやすい庁舎に、役場にはなっていないんじゃないかなと私は思っております。やはりその職員の資質の部分もあろうかと思っておりますけども、基本的には、どちらに行かれますかと、今日は何の御用でしょうかというふうなことを声かけできる職員が増えておることは事実でございますので、そこら辺りもお認めいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

再々質問はありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

特に別館なんですけど、ワンフロアに農林課、建設課、水道課、環境保全課とあります。入って上のほうに課の表示等あるわけなんですけど、申請等受付窓口が分かりにくいと思います。来庁者の方は、そんなに多くないとは思いますが、職員の方は来庁者がいつ来るか分からないが、来庁者が来られることがあるということを頭に置いて仕事をしていただき、来庁者が来られたときは、事務的にならず、自然な挨拶で対応していただきたいと思いますので、再度質問をいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

中山議員御指摘のとおり、職員の資質向上を含めて再度徹底をさせていただきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問2、（4）についての再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

先ほどの町長の答弁で案内表示対応中ということではありますが、まず、危機管理棟ができるということは、もう早くから分かっておりますので、新しい業務がスタートする4月に間に合うように対応していただいたらよかったかなと、まず、思いました。

それで今回、対応中ということではありますが、一時的な申請受付等の表示をパソコン等で手作りで作られて用意されていると思います。そういう一時的なものはいいんですが、一時的でないもの等については、新しい庁舎にマッチした表示にこの機会に変えたらどうかということで、再度質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

再度点検をいたしまして、皆様に分かりやすいような表示を進めさせていただきたいと思います。御理解ください。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問3について行ってください。

○4番（中山定則君）

質問3、鬼北町ホームページについて。

最新の情報を調べやすい鬼北町ホームページにするため、次の3点について、改善等できないか質問します。

1点目、トップページの新着更新情報は、日付の新しい順に表示できないか質問します。

2点目、新しい情報、更新情報は、新着更新情報に掲載できないか質問します。

3点目、庁舎施設の案内など更新されていない情報は、速やかに更新できないか質問します。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第3番目の鬼北町ホームページについての御質問にお答えをいたします。

今回御質問の3点とも、令和元年9月議会定例会でいただいた御質問と同様の内容ではありますが、まず、1点目のトップページの新着更新情報は、日付の新しい順に表示できないかとの御質問についてではありますが、新着更新情報は、原則、記事公開日の順番で日付の新しい順に表示することとしております。ただし、新着記事が10件を超えた場合は、トップ画面に表示されなくなるため、以前にもお答えして納得いただいていることと思いますが、災害情報やイベント等の周知、特に現在は、コロナに関する情報等は継続して閲覧できるようにしており、掲載申請をする際に、重要度を

設定することで、新着欄の上部に表示されるようになっております。それにより、新着情報の日付が前後することも起こり得ますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の新しい情報、更新情報は、新着更新情報に掲載することの御質問ではありますが、新規ページ作成時に掲載場所を選択することになっており、従前のページを更新する場合は、新着とするか否かの選択を、内容によって各課の担当者の判断で行っておりますので、御質問の件につきましては、各関係課長、各担当者とも協議をしながら、今後、対応させていただきます。

次に、3点目の更新されていない情報について、速やかに更新できないかとの御質問ではありますが、前回の御質問後において、各課に周知し是正を行ったところではありますが、御質問の件につきましては、再度各課への周知徹底を図り、更新されていない情報は、速やかに更新するよう促していきたいと考えております。

以上で、中山定則議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

新着更新情報の件なんですけど、現在は日付順に、昨日見たんですが、日付順になっていますので、操作されてなっているのだろうと思いますが、引き続き日付順にお願いをしたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁要りますか。

○4番（中山定則君）

引き続きお願いできるかどうかということで再質問をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

最近見られたということなんですけども、現在は日付順に当然っておるわけなんですけど、先ほど町長の答弁にありましたように、重要度の高いものについては、今後でも日付順にならないというふうなこともございますので、その点は御理解をいただいたらというふうに思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

再々質問する予定はなかったんですが、日付順にさせていただいているので、引き続きお願いをしたらと思います。答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、一般質問なので、質問をしてください。お願いはやめてください。

○4番（中山定則君）

はい、お願いできないか質問します。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画課長が答弁しましたように、順番にすることが前提でありますけども、町民の関心事、または必要なものと重要度のことも鑑みて掲示をするということで御了解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○町長（兵頭誠亀君）

追加して、企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

重要度の高いものが上に上がるということについては、当然御理解をいただいとるというふうに思いますけども、中山議員のように、毎日ホームページを閲覧される方、それから随時といいますか、2日に一遍とか、1週間に一遍見られる方、それから必要に応じて見られる方、それぞれホームページを閲覧できる方は様々だというふうに思います。

先ほど町長の答弁にございましたように、災害の情報であるとか、コロナの情報であるとか、イベントの情報であるというようなものについては、毎日見られる方については、それを閲覧できるわけですけども、情報を周知できるわけでございますけれども、時々見られる方については、その重要度の分についてはトップページに置いていないと情報が入らないというふうなことで、重要度の高いというふうなことで、順番が前後するということがございますので、今後も新着情報については、トップに上げたいわけですけども、その点だけは、理解いただかないとホームページの在り

方が変わりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

了承はしないけど、再質問はしません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問3、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

新着、新しい情報、更新情報の件を新着更新情報に掲載できないかということなんですが、新着更新情報の一覧を見ると、全ての更新、新しい情報が載っています。毎月定期的に更新している情報については、載せなくてもよいとは思いますが、それ以外の情報、更新情報は、新着更新情報に掲載しないと閲覧したい情報について新しい情報があるか、情報が更新されていないか、閲覧したい情報のあるところまで行かないと分かりません。各担当者の御判断ではなく、新しい情報、更新情報につきましては、必ず新着更新情報に掲載することでホームページを閲覧する方に分かりやすくなりますし、担当者の方にとっても見てもらえることになるとと思いますので、再度質問させていただきます。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ホームページの作成時におきまして、掲載場所の選択項目が4点ございます。まず、重要なお知らせに掲載をしない、新着更新情報に掲載をする、サブサイトの新着情報に掲載しない、トピックスに掲載しないというふうなこの4点をまず担当者レベルでチェックをいただくことになっております。

今御質問のように、当然、新着で情報を知り得てもらわなければならないものにつきましては、当然そういった新着情報として掲載してもらわなければなりませんので、一度担当者から上がったものは、担当課の課長が承認をして、企画のホームページ担当者に上がってきます。その際に、今言われた件につきましては、重要なチェックをいたしまして、なるべく新着情報に載せるような形で対応したいと考えます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

情報名を出す予定はなかったんですが、5月28日に更新されました、鬼北総合公園施設及び町内社会体育施設の利用再開についてのお知らせ、これは一覧には載っていますが、新着更新情報に載っておりません。これは利用者にとっても気になることでありますので、こういうものについて、担当者が判断するのではなく、ぜひ、載せるようなことを検討いただけたらと思いますので、再度質問をいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

先ほど申し上げました作成時の件なんですけれども、古いものを更新する場合は、一番最初にチェック欄が先ほど御説明しましたけれども、そのチェック欄がそのまま残っていることになっております。ですから、古いやつを更新したとしても、以前の載せたものが新着情報に載せないというふうなところにチェックされとるものについては、そのまま載らずに、鬼北町のホームページの総合公園のところだけにしか載らないということになっておりますので、今後、先ほど申し上げましたように、最終的にホームページの企画の担当者に上がってきた時点で、これは更新であるけれども、新着情報に載せる必要があるのではないかということで担当者、担当課に連絡を取って、そういった情報については、載せるような手続を今後取りたいというふうを考えておりますので、御理解をいただけたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

再質問はありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、次に、質問3、（3）については、再質問ありますか。

○4番（中山定則君）

ホームページについては公開をしていますので、誰がいつ閲覧されるか分かりません。最新の情報になっているか点検していただくことをお願いしたい、お願いはできないが、最新になっているかについて早急に調べていただけたらと思います。

それで、この質問をした庁舎施設の案内については、今日も朝も見たんですが、別館そのままになっております。危機管理棟もできております。これ、この情報について、それこそこの情報についても、いつ誰が閲覧するか分からない状態です。オープンになっておりますので、すぐというか、早く直していただきたらと思いますので、再度このことについて質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただいまの質問ですけれども、庁舎案内の看板が直ってないというふうなことでございますけれども、当然それは早急に直す必要があるというふうに思います、なんですが、ホームページの一番悪い印象ということで、情報が数か月間更新されていないということが一番デメリットというふうなことで、イメージの悪化とアクセス数の低下もございまして、今後は、ホームページが唯一の見れる町外の方についても手段でございまして、中山議員のおっしゃるとおり、早急にそういった対応を心がけたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

再々質問はありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、これで中山定則議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。

再開を午前10時40分とします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○5番（末廣 啓君）

議席番号5番、末廣啓でございます。

通告書のとおり、2件、一問一答方式で質問をいたします。よろしくお願いいたします。

質問1、交通弱者対策について。

町内では、愛治、日吉においては、公共交通廃止に伴う措置として町営バスを運行しているが、その他の地域においては、自動車に乗らない人、免許証を返納した人、交通の便の悪いところにお住まいの方等、買物や病院に行くにもままならない方が多数おられます。

町長の2期目の課題として高齢者福祉、交通弱者対策を挙げられています。通院、買物がしづらい人たちへの支援が必要とおっしゃっていますが、全く同感で、そういう方への対応を今後速やかに考えていく必要があると思いますが、どのように考えているのか、下記のことについて問います。

この質問については、2回目、3回目になりますので、質問が重なるところがあるかもしれませんが、

(1) 町営バスを愛治、日吉以外にも運行することは考えていないのか。

(2) 病院等へ通う方への対策として、住民主導での乗合自動車、または福祉バス等の運行はできないのか。

(3) 免許証返納者の対応として、現在は返納後3年間のみタクシー補助券、ガソリン給油券が交付されているが、この制度を延長することはできないのか、考えはないか。

以上3点、お伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の交通弱者対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町営バスを愛治、日吉以外にも運行する考えはないかとの御質問ですが、現在運行している愛治線と日吉線につきましては、もともと宇和島自動車、そして国鉄バスが運行されていた地域の廃線に伴う措置として町営バスを運行している経緯がございます。原則、現在、公共バスが運行されている路線には、宇和島圏域内の地域公共交通会議での取決めにより、町営バスの運行は認められておりませんので、新たに町営バスを運行することは、現在のところは、難しいと考えております。

せん。

ただし、新たな地域独自の交通弱者対策等を検討しているところであります。三島地区において、住民輸送運行形態について説明会を開催し、現在、自治会を中心に協議をいただいているところであります。

次に、2点目の病院等へ通う方への対策として、住民主導での乗合自動車、福祉バス等の運行はできないかとの御質問にお答えをいたします。

現在、公共交通機関等の路線から距離があり、診療所、または病院へ通院するための交通手段のない交通弱者の方々を送迎する方法について、診療所を所管している町民生活課と北宇和病院を所管している保健介護課において検討を進めているところであります。

現在のところ、具体的な内容をお示しするところまでには至っておりませんが、町の直営やタクシー等の民間の活用などにより、交通弱者の方々を送迎し、誰でも医療を平等に受けられるように、その実施の可否を含め検討するよう指示をしているところでありますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

3点目の免許証返納者の対応として、現在は返納後3年間のみタクシー補助券、ガソリン給油券が交付されているが、この制度を延長する考えはないかとの御質問であります。現在、実施しております鬼北町運転免許証自主返納支援事業は、免許返納年度から3年間、タクシー補助券、またはガソリン給油券を交付するものであり、平成31年度より開始し、令和3年4月末現在の免許証返納による申請者数は282名で、今年度末で申請から3年となる方が85名おられる状況であります。

この事業の趣旨は、高齢者の運転による交通事故を防止するため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援するというものであり、免許返納による移動環境の激変緩和策として、また、高齢者の方の免許証返納の動機づけとして、一定の役割を果たしているものと考えており、現在のところ、事業目的の区別として期間の延長については考えておりませんが、免許を返納された方々を含め、交通弱者対策については、町全体の課題として取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

以前質問したときに、公共バス路線での町営バスの運行は難しいことはお聞きして

おりました。それで、今答弁の中で、三島地区で交通弱者の方をどう対応するかというのを話されておるといふようなことを今答弁にありましたが、三島地区で国道は公共バスが走ってますので、国道以外のところをどういうふうな運行方法で検討されているのか、また、説明会において、住民の方々がどのような反応を示されておられるのか、住民の方々が前向きに考えておられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

今ほど2点、三島地区の運行形態と説明会における住民の反応というふうなことで御質問があったと思いますけども、まず、三島地区の運行形態でございますが、これは町と自治会とが連携をいたしまして、高齢者であったり、交通弱者の移動手段を確保することを目的とする運行形態をお示ししております。まず、町が車両を購入し、自治会のほうに提供する。それで自治会のほうは、協議会のほうで設立をいただきます。協議会のほうに運転手を雇用いただくというふうなことであります。運転手につきましては、講習を受けた方の有志の方が運転手になるということです。

利用者につきましては、電話で予約をいただきまして、協議会のほうに、協議会がその電話の予約を受けたら、先ほど有志の方を雇用している運転手が町の提供する車を利用して運行をするというふうな利用形態になろうかと思えます。

まず、利点といたしましては、これまで町営バス等につきましては、時間に合わせて停留所へ出なければならぬわけですが、今回の三島地区に御説明している分につきましては、ドアツードアといいますか、自宅まで迎えにきていただいて、病院まで連れて行っていただく、また買物も連れて行っていただくというふうな方法が可能でございます。

あと課題といたしましては、先ほど申し上げました運転手が集まるかというふうなことが今課題となっておりますし、先ほど町長の答弁にありましたように、公共交通、今宇和島自動が三島を走っておりますけれども、その路線はどうしても走れないというふうなことで現在決まっておりますので、今後、そういった面については協議を重ねていかなければならないかなというふうに思います。

あと説明会においてということですが、これは昨年、愛治と三島についても御説明に上がりました。愛治につきましては、現在町営バスが走っている関係で、現在このままでいいというふうなことで見送らせてくれというふうなことでございました。三島につきましては、関心を持っていただきましたので、今年度、補正予算でございま

すけれども、協議会の設立に向けての事業費、それから先ほど言いました運転手は講習を受けなければいけませんので、講習研修費等についてを計上させていただくよう提案をする予定にしております。ですので、今後、三島地区については、協議を重ねていく必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○5番（末廣 啓君）

去年度でしたか、愛治地区でもそういう話があったのは承知しております。ただ、説明会に参加しなかったものですから、内容は分らないのですが、今ほど答弁がありましたように、これは2点目で聞いておりました、住民主導での乗合自動車ということで、よろしいんでしょうか。その場合に、例えば北宇和病院まで来るのに国道を通らないといけない、公共バスの路線は原則使えない、認められないということやったんですが、これは認可してもらえるように、なるんですか、そこら辺確認させていただいたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

先ほど町長の答弁にもございましたように、公共交通会議というのがございまして、そちらのほうには宇和島自動車の方の代表も参加していただいておりますし、タクシー関連の代表者も関連していただいております。

したがいまして、要は、有償ということになるので、有償のものを競合させることはなかなか難しいということで、地方公共交通会議の中で検討を重ねておりますけれども、なかなかそこら辺で有償のものを公共交通が走る路線に走らすことは難しいということで、今現在のところは認められておりませんということで、町長の答弁がありましたとおりでございますので、今後は、やはり公共交通会議が認めれば走ることも可能ではございますが、今のところ難しいのではないかとということでございます。

ですから今回の三島地区の有償運送につきましては、三島地区内だけ、横断することは可能なんですよ、国道を。三島地区内のスーパーを利用したり、病院を利用したりということについては可能でございますので、そういった方向で進めていきたいということでございます。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○5番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、末廣議員、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

ございません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（3）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

免許証の返納をされた方は3年間、ガソリン給油券、タクシー利用券を発行されるようなんですけども、この返納時期なんですけども、多分返納される方、免許証の更新時期が来たときに、もうこれでやめようという方が多いと思います。

先ほどの町長の答弁を聞いておりましたら、返納年度から3年というようなことで私理解したんですが、例えば誕生日が2月、3月の方は、3月に返納しました。その年度はもう1か月しかありません。あと2年と1か月の間が3年ということになるのか、返納した月から3年ということになるのか、2年1か月と丸々3年ではかなりの格差があるんですけども、そこら辺をどう理解したらいいのか、質問させていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

この制度は、返納した年度を含め3年という制度にしております。返納した年度の途中、末廣議員おっしゃるとおり、1月に例えば返した人の使える月数が少ないやないかということやと思うんですが、この分につきましては、その年度分を残った年度、残った分を翌年度に使えるように再度更新をさせていただいて支給させていただくように、制度を変更させていただいているところです。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○5番（末廣 啓君）

そしたら、丸々3年は使えるということですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

今のところ、丸々3年間ということではなくて、3年度ということで、例えば2年間、26か月で3年分を使うとか、そういった制度になるかと思います。残った分を3年度間で使っていただけるという制度に変更をさせていただいているということですので、使える月数については短くなるんですが、使える期間について変更させていただいていますので、残った分について、その年度中に使えるような制度で今見直しをかけているところです。当初年度に、1月に使った方はあまり使えなかった、2万5,000円分を支給しているんですが、2万円残ったということになるかと思います。その2万円について翌年度に繰り越して使えるような制度で制度設計をさせていただいているところです。それを複数年度で使っていただくというようなところで、見直しをかけさせていただきました。

以上です。

○5番（末廣 啓君）

年度当初に返納したら、36か月分が36か月で使えるということなんですけども、年度途中にしたら使える期間が少ない。これはガソリン給油券、タクシー利用券、発行は年度初めに1年ずつ、1年度といいますか、年間ずつ発行されるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

更新につきましては、毎年度4月に更新をさせていただきます。というのは、住民要件とか、いろんな要件がございますので、当初に3年度分支給すると、また制度として成り立たない場合もございますので、毎年度確認をさせていただきながら支給更新をさせていただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○5番（末廣 啓君）

タクシー補助券、ガソリン給油券については、了承をしたところなんですけど、3年

間、この手当をしてもらうんですけども、その3年後から返納された方は、年齢も3年、年を取るわけですし、体力も落ちる、足腰も弱ってくるんですけども、3年間は手当して、その後は自分で何とかしてくださいというふうな方向なんですかね。あと何か対策とか、3年後の今度八十何名の方が3年間を迎えられるということでしたが、その後の対策はどのように考えられているのか、そこら辺確認させていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほどの一番初めの答弁で、事業目的の区別としてというふうにお話ししましたけども、やはりこの部分は、はっきりしておかなければならないのは、高齢者の方が事故を起こさないようにということで、これを推進するためということ、そのためには移行するためにそこを支援としてさせていただきたいということで、これを発案したわけでありまして、これを続けていくというような考えをということは、別におかしいことではないというか、究極の交通弱者対策だと思っております。

ただ、これには相当の経費が要するところで、この3年間を物、部分以外には、例えば初めから運転免許証を持っていらっしゃる方、または、体が不自由で免許を持っていらっしゃる方、いっぱいいらっしゃる方、交通弱者と言われる方は、この免許返納をされた方だけではないということに着眼しますと、どうしてもこれを続けることが、続けるには相当の決断が必要だと私は思っております。

基本的に、ほかに運転してもらう人がいらっしゃる方を中心ということであれば、年度に数千万円のお金が要るわけでありまして、これを施策として交通弱者としてすることも1つの案ではありますけども、私は施策の方針にもお話ししましたように、お金で済む前に、やはり地域課題を解決してもらいたいと、それが地域の方々それぞれの方への幸せの追求であると思っております。

ですから、その作業といいますか、プロセスを踏んだ後、どうしてもできないということであれば、その方向に進むべきじゃないかなと。そこに税金を投入するべきじゃないかなと思っております。

ですから、今すぐにこういうのをやりますということであれば、すぐに解決するんですけども、これは建物を建てるということだけじゃなしに、経常的なコストとして毎年かかってきますので、ここは私は慎重にというところであります。

交通弱者対策というのは、簡単に済みそうではありますが、やはり広い地域、それぞれの地域がたどってきた歴史がありますから、そこにはバスがあり、タクシーがあり、または宇和島に近いとか、それから高知に近いとか、いろんな環境というもの

を1つのものにするのがなかなか難しいから困っておると。それぞれの地域の課題というものを地域として解決していくか、理解をしながら解決策を見出していく作業は私は必要なんじゃないかと思ってます。難しいといたしますか、課題の解決には近道なし、私はここは回り道をして、納得をしながら鬼北町の町民の方々の御理解をいただきながら、施策を推進したいなというような立ち位置でおりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○5番（末廣 啓君）

町長の考え方、よく理解をさせていただきましたが、これからどんどん高齢化社会に進んでいきます。愛治地区とか、日吉、三島いろいろと交通弱者がどんどん増えてまいると思いますので、そこら辺も含めてこの制度を延長する考えはないかということをお問わせていただきましたが、速やかにそこら辺の対応を考えていただきますようお願いをします。ぜひ、町長にいま一度速やかに考えていただくことを望みます。よろしくお願ひします。

○議長（芝 照雄君）

答弁はいいですか。

○5番（末廣 啓君）

要ります。

○町長（兵頭誠亀君）

最重要課題と認識しておりますので、鋭意努力してまいりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○5番（末廣 啓君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、末廣議員、質問2についての質問を行ってください。

○5番（末廣 啓君）

質問2、シルバー人材センターについてお伺ひします。

令和2年4月1日に立ち上げて、1年余りが経過した現在の状況について、下記のことを問う。

- (1) 現在の会員数は、男女別に何人であるか。
- (2) 作業種別として、主にどのような作業をしているのか。
- (3) 作業種別を、今後さらに増やしていく考えはあるか。
- (4) 現在まで、会員の作業中での事故・けが等の発生はないか。
- (5) 利用者からの苦情等は発生していないか。
- (6) 令和2年度の業務の受注件数及び受注額はどれぐらいの実績なのかを問います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第2番目のシルバー人材センターについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の現在の会員数は、男女別に何人かとの御質問ですが、4月末日現在で、対前年度比4名増の27名の方が会員として登録していただいております、男女の内訳は、男性が21名、女性が6名となっております。

次に、2点目の作業種別として、主にどのような作業をしているのかとの御質問ですが、作業種別としては、現在のところ草刈が主で、そのほかに庭木の伐採、お墓の掃除、野菜などの収穫等の作業を請け負っております。

次に、3点目の作業種別を今後さらに増やしていく考えはあるかとの御質問であります。作業の請負に当たっては、会員の作業可能なものがあれば、随時、作業種別を増やし、依頼者からのニーズに対応できるよう日々務めているところであります。

次に、4点目の現在まで会員の作業中で事故・けが等の発生はないかとの御質問にお答えをいたします。

作業中の会員のけが等の発生はありませんが、草刈りの作業中に、草刈機のはねた石が、作業場付近の住宅のガラスに傷をつけた事例があり、センターが加入している損害保険で修繕の対応をいたしたところであります。

次に、5点目の利用者からの苦情等は発生していないかとの御質問であります。作業等に当たって、センター及び作業に従事した会員に対する依頼主からの厳しい苦情は、現在のところ、発生していないと聞いております。

次に、6点目の令和2年度の業務の受注件数及び受注額はどれぐらいの実績だった

かとの御質問にお答えします。

令和2年度の業務実績は、全体では受注件数が211件、受注金額は585万8,000円となっております。その内訳を申し上げますと、公共機関からの受注件数は44件で、受注額は102万3,000円、うち1件は県からで、残りの43件は町からの依頼分であります。また、民間等からの受注件数は167件、受注金額は483万5,000円で、内訳といたしましては、企業からの受注件数が42件、受注金額は209万9,000円、そのほか個人からの受注件数が125件、受注金額は273万6,000円となっております。

以上で、末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

会員の方なのですが、シルバー人材センターということで、60歳以上の方なのでしょうけども、年齢構成が分かれば、それと最高の年配というんですかね、最高齢の方は何歳ぐらいの方が登録されているのか、そこを確認させてください。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの年齢構成についての質問でございますが、ちょっと資料のほうを手持ちにありませんので、後で報告ということで、よろしいでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、よろしいでしょうか。

○5番（末廣 啓君）

はい、結構です。

○議長（芝 照雄君）

では末廣議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（3）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

会員ができるものについては、随時増やしていくというような答弁だったかと思

ますけども、このような作業だったらできますよというような周知といたしますか、宣伝といたしますか、そういうふうな広報活動というか、周知方法はどのようになっているのか、しているのか、していないのか、そこら辺をお聞きします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

作業種別とかの広報ですが、現在のところ、広報については、していない状況であります。といたしますのは、結構口利きでセンターに問合せがあって、それで、件数的にも賄えているという状況があります。また、社会福祉団体とかからの依頼もありまして、今のところ周知はしておりませんが、口利きで来ているものを受けて、それに今までない仕事であっても、できるものであれば随時受けていくということで、先ほど町長の答弁にはなかったんですけど、件数は少ないですけど、まれなものとしては、自宅の家具の移動とかの依頼もあったケースもありますし、そういったことで、今後とも、会員の増になったりとか、仕事を抱えることが可能になった場合は、また周知をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○5番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、末廣議員、質問2、（4）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（5）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（6）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

先ほどの答弁で受注件数211件、金額として585万円余りの答弁をいただきました。この数字は、想定内ですか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの質問についてお答えします。

当初、なかなか去年の4月に出発した時点で、どれぐらい件数があるかとか、なかなか予想が立ちづらい状況でした。というのは、草刈りについても、一人につきどれぐらいの広さが依頼、どれぐらい入るかという見積り自体が立たなかったこともありますし、具体的な目標は決めておりませんが、今年度、3年度に向けても、4月の状況を見ると、昨年始まったばかりなので、ほとんど収入はなかったんですけど、聞くところによると、100万円程度の作業がもう受注を受けているというふうに聞いておりますので、右肩上がりで伸ばしていけるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○5番（末廣 啓君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

これで末廣啓議員の質問を終わります。

次に、6番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

山本議員、質問1についての質問を行ってください。

○6番（山本博士君）

議席番号6番、山本博士です。

先に通告しましたとおり、質問をいたします。

質問1、道の駅について。

道の駅に個人で出されているお総菜、お漬物などの食品関係について、食品衛生法

の許可が必要になってくるということですが、個人で出されている方への支援はどうされるのか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第1番目の道の駅についての御質問にお答えをいたします。

道の駅に個人で出されているお総菜、漬物などの食品衛生法の許可についてですが、令和3年6月の食品衛生法、営業許可制度の見直しにより、現行の34の許可業種について、食中毒のリスクや規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえて、新設や統合などが行われました。

公衆衛生に与える影響が著しい営業として、漬物製造業等を含む32の許可業種が新たに定められ、御質問の中のお総菜につきましては、現在、許可制となっており、今回の法改正により新たに許可を取る必要はございません。

また、漬物につきましては、現在、道の駅に出荷されている方々は、食品衛生法の営業の事業継続における経過措置として、令和6年5月31日までに営業許可を取る必要がございます。

質問にあります、個人で出荷されている方への支援につきましては、道の駅と協議の中でどのような支援が必要か、また、個人出荷者が引き続き出荷できるようにするための道の駅としての対応策等について、町と道の駅、個人出荷者で話し合いを重ねながら、令和6年5月までに、漬物製造業を希望される個人出荷者が営業できるような支援に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、御指導と御助言をいただきますようお願い申し上げまして、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問ありますか。

○6番（山本博士君）

道の駅と個人の方と相談しながらということで、理解は得たんですが、年配の方々が愛情込められて作られたお総菜とか、漬物、私も大変おいしくいただいているところなんですが、今回の食品衛生法について少し調べたのですが、家庭の台所とは別にまた部屋を設けて、手洗い場、流し台、換気するもの、ガス台などを作る、作るものによって設備も違ってくるということなんですが、何らかの設備投資が必要になって

くるかなと思っております。

また、それに対する講習なども受けなければなりませんし、食品衛生法の許可の費用などもかさむのではないかと思います。再度そういったことで、年配の方々にとっては大変御苦労されるのではないかと考えています。そういった御支援の方法はどうされるのか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

新たな見直しによりまして、HACCPに準じたということで設備のほうが必要になるというふうに聞いております。その中で、設備等も必要だということではあるんですが、ただ、答弁にもありましたが、総菜業については、各個人の方々も自分で設備とか、そういったことをされて、今まで許可を得られておりますし、新たにまた漬物が許可が必要だということで、その設備がどのぐらいかかるものかもちょっとはつきり分かりませんが、その設備を補助するに当たりまして、やはり今まで総菜とかは設備とかの補助もしておりませんし、そこら辺についての公平性ということも考えながら設備の補助というのは考えないかないと、ただ、お金を出せば、出せばいいんですけど、やっぱりほかの方々の考え方、納得していただけるかということも十分考えながら設備等の補助については、今後、まだ3年間ありますので、考えていきたいというふうに思っております。

あと食品衛生法の講習につきましては、これは何日か地方局内で講習会がありますので、そこに行けば、難しくなく受ければそういった許可も得られると、営業の許可も得られるということを知っておりますし、それについての費用につきましても、今までいろんな許可をされているの方々については、特にそういった講習とか何かの費用についての補助もしておりませんので、そこらについては、補助をする段階で本当に広域性があるのかとか、公正公平であるのかとか、そういったことを考えながら、できれば、今作っていただいている方々ができるだけできるような支援を、道の駅も当然関わってまいりますし、あと個人の出品者の方も、町も考えながら、何とか希望する方々に、別の意味での支援とかも考えながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

了承です。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問1については終了します。

続いて、山本議員、質問2についての質問を行ってください。

○6番（山本博士君）

質問2、消防団員の待遇改善について。

団員の成り手不足が言われる中、大雨による大災害、来るであろう南海トラフによる大地震、町民の生命や財産を守る崇高な役目を負いながら、いまだに改善されない待遇について伺います。

（1）団長、副団長、分団長、班長、一般団員の年額報酬は幾らか。

（2）出動手当は幾らか、引上げは考えているのか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第2番目の消防団員の待遇改善についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の団長、副団長、分団長、班長、一般団員の年額報酬は幾らかとの御質問ですが、これにつきましては、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に、消防団の役職ごとの年額報酬が規定されており、団長が17万円、副団長が11万9,000円、分団長が8万8,000円、班長が2万9,000円、団員が2万3,000円となっております。

次に、2点目の出動手当は幾らか、引上げは考えているかとの御質問にお答えをいたします。

出動手当は、条例では費用弁償として規定されており、1回の出動につき、1人当たり2,200円となっております。

これらの年額報酬及び費用弁償額は、令和2年度から適用しているものでありますが、改正の際には、近隣市町の状況を調査し、同程度の額に見直したものであり、県内20市町の中では、平均的な額となっております。

山本議員御指摘のとおり、消防団員の成り手不足は、少子高齢化、若者の流出など様々な社会的要因で、年々深刻になっております。

鬼北町といたしましても、報酬額の引上げや、30年以上の勤続者の退職手当の加

算など、消防団員の待遇改善や団員確保に向けた施策を継続して行っておりますが、この問題は鬼北町に限らず、全国でも多くの自治体が同様の問題を抱えており、簡単には解決できない問題であると認識いたしております。

このような中、新聞等で報道されましたので、御承知のことと思いますが、国においても、団員数の減少を危惧し、消防団員の処遇改善に向けた検討が行われ、今年4月、消防庁から自治体に向けて、報酬の基準についての通知が出されました。この通知で示された年額報酬や出動報酬の標準額は、県内市町の平均を大幅に上回るもので、現在、県の消防防災安全課において、各市町の今後の対応について調査が行われているところであります。

鬼北町におきましても、県内市町と情報共有を行いながら、地域防災活動の中核を担う消防団員の処遇改善に向けて、検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

町長も言われたんですが、新聞報道でも掲載をされておりました。各市町村条例で定める年額報酬に平均なんですが、それよりか幅広く鬼北町は上回っておりますが、今後の引上げに関しては考えはないかを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせます。

○危機管理課長（水野博光君）

今後の見直しについてであります。今回、国のほうから示された文書の中では、令和3年度中に条例を改正し、4年度から必要な予算を計上することといった期限も区切られております。とはいえ、見直しに当たっては、財源も必要なこととなりまして、その財源については、国のほうも3年度中に検討すると、4年度から見直しを図るというふうにされておりますので、財源の状況を見ながら、また、県内市町の状況を見ながら検討をしていきたいと考えておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問2、（2）について再質問ありますか。

○6番（山本博士君）

この出動手当なんですけど、これは時給なのか、半日単位なのか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせます。

○危機管理課長（水野博光君）

出動手当につきましてですが、今現在、条例で定めておりますのは、1回当たり一人当たり2,200円ということで、1回というのをどう捉えるかということなんですけど、今まで24時間で1回というふうに捉えております。今回出されました国の指針では、回数ではなく、1日当たり8,000円というのを基準として示されております。これは7時間45分出た場合に8,000円で、業務の内容あるいは時間によっては、それを減らすことは市町の裁量に任されておりますので、例えば訓練であれば額を少なくする、あるいは半日で終わった業務であれば半日の報酬を出すというようなことは市町で検討するように定められておりますので、そのような形で検討を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

1回当たり2,200円大変安い、今まで大変安かったんだなというふうに感じているんですけど、今回1日当たり8,000円ということで、国のほうで検討しているということなんですけど、鬼北町としていつぐらいからこの8,000円というふうな形に持っていくのか。また、1日まるっきりということもなかろうかなと、半日ぐらいのときもあるのかなと思うので、それを時給に直して時給で支給するみたいな形のものもありかなとは思いますが、その辺のお考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせます。

○危機管理課長（水野博光君）

国のほうの指針によりますと、出動の対応、訓練であるとか、警戒、あるいは業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡の取れた額となるよう市町で定めると

なっておりますので、時間にするのか、あるいは1日出た場合、半日出た場合というふうにするのか、訓練は訓練というふうにするのか、それは今後、消防団との協議も必要ですし、また財政部局とも相談し、県内の状況を見ながら検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

今の時給に関しては了承したんですが、次に出勤の際の確認はどうされているのか。それと、出勤手当の支払い方法に関して、ちょっと教えていただけたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせます。

○危機管理課長（水野博光君）

出勤の確認であります。消防団の部長のほうで取りまとめまして、それを後日、報告をいただくというような形になっております。

それから、支給方法につきましては、年に3回だったか、4回だったか、今ぱっと覚えてないんですが、に分けて支出をしております。そういう状況です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

出勤の際の確認なんですが、これ多分、現場に直接行かれる方もおられるかと思うんですが、確認が大変難しいと思うんですが、各班といいますか、分団ごとにタイムカードみたいなものを設けられて、そこでタイムカードを押していくみたいな形のことではできないのか、お伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせます。

○危機管理課長（水野博光君）

火災等の場合、緊急でございますので、直接現場へ行きますので、その幹部であります部長等が責任を持って出欠を確認して報告をいただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

確認の方法は、了解です。

それと、出勤手当の支払い方法なんですけど、年に3回されているということなんですけど、これ多分、各分団ごとに支払いをされているのではないかなと思うんですけど、今後、そういうふうな確認方法とか、支払い方法、支払い方法は特に個人に振り込みみたいな形で支払うのが当然かなと思うんですけど、その辺どのようにお考えか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせます。

○危機管理課長（水野博光君）

出勤手当につきましての支払い方法等なんですけれども、本来、個人宛てに支払うべきものであるということなんで、今回の国から出されました通知のほうにもそういった一文も入っておりますので、今後、消防団幹部等とも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

了承です。

○議長（芝 照雄君）

これで山本博士議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第7、議案第55号、町営土地改良事業（かんがい排水・成藤地区）の施行についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第55号、町営土地改良事業（かんがい排水・成藤地区）の施行について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町営土地改良事業として、成藤揚水機据付工事を施行するに当たり、土地改良

法第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事業内容の詳細につきましては、農林課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○農林課長（松本秀治君）

それでは、議案第55号、町営土地改良事業（かんがい排水・成藤地区）の施行について御説明いたします。

1ページをお開きください。

これは今年度、県の補助を受け、かんがい排水設備工事を実施するために提案するものであります。

読み上げて説明いたします。

鬼北町営土地改良事業（かんがい排水・成藤地区）の成藤揚水機据付工事を次のとおり施行する。

事業名、愛媛県単独土地改良事業。施行年度、令和3年度。施行場所、鬼北町大字成藤。事業実施地区、成藤地区。受益面積、9ha。工事概要、揚水機更新1か所です。

お手元に配付しております議案第55号資料をご覧ください。

資料に記載してありますとおり、揚水機の老朽化が進み、随時、修繕しながら利用しておりましたが、現在では、揚水できない状態となっているため、更新するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号、町営土地改良事業（かんがい排水・成藤地区）の施行についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第56号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第56号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、当初予算がいわゆる骨格予算であったことから、肉づけ予算として事業の必要性、事業内容、事業費等を精査し、所要の額を計上するものであります。

歳出の主なものとしたしましては、通信系光送出設備更新工事請負費、有害鳥獣処理施設整備工事請負費、広見中学校改築工事請負費などを計上したほか、必要とする各種補助金、物件費等を各費目に追加計上いたしております。

歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源のほか、前年度繰越金として、事業に見合う額を追加計上するものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ14億9,460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億3,370万円とするものであります。

債務負担行為、地方債につきましては、事業の追加等により補正するものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正について、歳出予算から説明いたしますので、2ページをお開きください。

説明は、各項別に説明させていただき、各項の詳細につきましては、予算委員会で説明させていただきます。

2款、総務費2億8,268万2,000円の増額です。主な要因といたしまして、情報通信基盤整備事業に通信系光送出設備更新工事等2億497万4,000円を計上しております。

3款、民生費7,769万1,000円の増額です。主に児童福祉総務費に子育て世帯生活支援特別給付金2,000万円を、児童福祉施設費に設計委託料5,000万円を計上しております。

4款、衛生費1,895万7,000円の増額です。主な要因といたしまして、予防費に新型コロナウイルスワクチン接種関連経費1,574万7,000円を追加計上しております。

5款、農林水産業費2億3,755万1,000円の増額です。主な要因として、農業振興費に有害鳥獣処理施設整備工事請負費1億3,451万8,000円を、林業整備事業費に林道改良工事請負費5,500万円を計上しております。

6款、商工費1,999万1,000円の増額です。主な要因として、商工振興費に飲食店営業時間短縮協力金1,200万円を追加計上しております。

7款、土木費1億4,090万円の増額です。主に道路維持費に道路補修工事請負費2,990万円を、道路新設改良費に町道改良工事請負費1億700万円を計上しております。

8款、消防費946万2,000円の増額です。非常備消防費に消防団員用ヘルメット購入費387万2,000円を、消防施設費に小型動力ポンプ購入費445万5,000円を計上しております。

9款、教育費、7億733万1,000円の増額です。主な要因といたしましては、学校改修費に広見中学校改築関連経費6億7,740万円を計上しております。

10款、災害復旧費3万5,000円の増額は、災害復旧工事に伴う農業補償費を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

1ページをご覧ください。

12款、分担金及び負担金272万円の増額は、土地改良事業等の受益者分担金です。

14款、国庫支出金4,701万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症関連事業補助金、子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金等を計上しております。

15款、県支出金1億1,595万9,000円の増額は、鳥獣害防止総合対策事業等の農業振興関連事業県補助金、林道整備事業県補助金等を計上しております。

16款、財産収入44万円の増額は、鬼の絵本売却収入を計上しております。

18款、繰入金9,142万9,000円の増額は、公共施設等整備管理基金とりくずし等を計上しております。

19款、繰越金7,948万5,000円の増額は、前年度繰越金を計上するものです。

20款、諸収入5,945万3,000円の増額は、情報通信基盤整備事業実施に伴う松野町負担金5,445万3,000円が主なものです。

21款、町債10億9,810万円の増額は、各事業実施に伴う地方債を計上しております。

次に、第2条の債務負担行為の補正について説明いたします。

4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為の補正は、地域防災計画改定業務、広見中学校改築事業、等妙寺まんが制作事業の3事業を新たに追加計上するものです。

次に、第3条、地方債の補正について説明いたします。

5ページをご覧ください。

第3表の地方債補正は、各事業実施に伴い、所要の地方債を追加計上するものです。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）につきましては、この後、予算常任委員会に審査を付託する予定です。

したがって、質疑につきましては、説明のありました予算の概要に関する範囲にとどめていただきたいと思います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

日程第8、議案第56号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）については、予算常任委員会に審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第56号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算(第3号)については、予算常任委員会に審査を付託することに決定しました。

しばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から先ほどの末廣議員の質問に対する答弁の申出がありましたので、これを許可します。

○町長(兵頭誠亀君)

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長(芝 達雄君)

先ほど質問のありました質問2、(1)の未回答の分について、この場を借りまして回答をさせていただきます。

回答する前に1つ訂正をお願いします。

町長の答弁で、会員数のほうを27名、男が21名、女が6名で27名という御報告をさせていただきましたが、実際には、男性が21名、女性が6名から5名に修正をいただき、計26名にまず訂正をお願いします。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、年齢構成についての回答をさせていただきます。

60代が14人、70代が10人、80代が2人で、計26人となっております。

最高年齢は81歳の男性の方です。

以上で回答を終了します。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君)

はい、了承しました。

○議長（芝 照雄君）

日程第9、議案第57号、令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第57号、令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、総務費について増額補正するとともに、歳入につきましては、診療収入、諸収入について、増額補正するものがあります。

この結果、歳入歳出それぞれ277万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,252万9,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

申し訳ございません。歳入歳出予算の総額を1億8,952万9,000円でございます。失礼いたしました。

○町民生活課長（那須周造君）

それでは、議案第57号、令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、予算書6ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、11節、役務費を33万3,000円。日吉、三島、愛治、小倉の4診療所分のオンライン資格システムのインターネット環境構築に係る通信運搬費。12節、委託料16万8,000円のうち、電算システム保守業務委託料に8万円。三島、愛治、小倉診療所分のオンライン資格確認端末の保守料をそれぞれ増額するもので、これはマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりまして、診療所で資格をオンラインで確認するための機器等の管理運用に係る経費でございます。なお、7月からの運営の予定でございます。

また、シルバー人材センター業務委託料8万8,000円は、愛治診療所医師住宅及び小倉診療所の草刈り、剪定等をシルバー人材センターへ委託するものでございます。

次に、13節、使用料及び賃借料の施設使用料に4,000円、日吉、愛治診療所

分の農業集落排水処理施設使用料、ソフトウェア使用料に11万円をそれぞれ増額するもので、これは三島診療所及び愛治診療所でCT検査の画像を閲覧することができるCT読影アカウントの設定費用でございます。

次に、18節、負担金補助及び交付金の代診医派遣負担金は、216万円を追加計上するものです。これは三島診療所の常駐医師不在による西予市立野村病院からの代診医師の派遣負担金として今回追加計上するものでございます。

続きまして、歳入予算について説明をいたしますので、予算書の5ページをご覧ください。

1款、2項、2目、予防接種収入は、127万5,000円。1回2,070円の税別で、280人分の2回分を予算計上いたしております。新型コロナウイルスワクチンの予防接種の収入でございます。

次に、6款、1項、1目、雑入は、3節、個別接種協力金に150万円、一月当たり10万円の3診療所分の5か月分で、予算を増額補正いたしております。これは個別接種協力金の計上をするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

ただいまの18節の負担金補助及び交付金についてお尋ねします。

代診医派遣負担金216万円、西予市野村病院からの医師ということですが、主に何科の先生がいつ来てもらえるのかをお尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長から答弁をさせます。

○町民生活課長（那須周造君）

ただいまの御質問でございますが、三島診療所に現在の金曜日の午前中に西予市立野村病院から2人の先生が隔週で来ていただいております。診療科につきましては、内科が専門というふうにお聞きをいたしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号、令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第58号、令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第58号、令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的支出において、ウイルス遺伝子検査実施による運営交付金の調整を行うものであります。

また、資本的支出において、建設改良費及び固定資産購入費を増額補正するととも

に、資本的収入において企業債を増額補正するものであります。

この結果、収益的収入を948万7,000円増額し、収益的収入総額を9億9,867万3,000円とするものであります。

また、資本的支出を4,622万9,000円追加し、資本的支出総額を7,873万1,000円とするとともに、資本的収入を4,540万円追加し、資本的収入総額を7,176万1,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、議案第58号、令和3年度鬼北町病院事業会計補正予算について御説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款、1項、2目、外来収益について948万7,000円を増額し、補正後の額を2億1,276万7,000円とするものであります。補正の理由は、発熱外来患者に対するウイルス遺伝子検査機器導入による検査料を計上したことによるものです。

次に、7ページに移りまして、支出について説明いたします。

1款、1項、2目、経費について外来収益を増額補正したことにより、健康保険等診療報酬交付金948万7,000円を増額し、運営交付金948万7,000円を減額するものであります。

次に、8ページに移りまして、資本的収入及び支出のうち、はじめに中ほどにありますが支出から説明いたします。

1款、1項、1目、建設改良費について1,023万円を増額し、補正後の額を1,398万円とするものであります。補正の理由は、病院内の火災報知設備の経年劣化による故障が頻繁に起こり、設備の稼働に支障が生じるおそれがあることから、取替えをするための経費を計上したものであります。

同款、2項、1目、固定資産購入費について3,599万9,000円を増額し、5,543万1,000円とするものであります。補正の主な理由は、発熱外来患者に対応するため、高精度の検査が実施可能なウイルス遺伝子検査機器を購入するため、既決の機器整備に係る予算額を流用して購入したことにより、また、火災報知器、電話設備、内視鏡カメラ等が購入後の経年劣化による故障により、病院運営に支障が生じるおそれがあることから、更新するための経費を計上したことによるものです。

次に、収入について説明いたします。

1 款、1 項、1 目、企業債について、支出の 1 款、1 項、1 目、建設改良費及び同
款、2 項、1 目、固定資産購入費に係る医療機器整備及び医療設備整備事業債として
病院債と過疎対策事業債の借入れ予定額を計上しております。

続きまして、9 ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算
定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1 ページをお開きください。

第 2 条及び第 3 条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和 3 年度鬼北
町病院事業会計予算の第 3 条及び第 4 条に定めた収益的支出及び資本的収入及び支出
の予定額をそれぞれ補正するものであります。

次に、2 ページに移りまして、第 4 条であります。企業債について事業費の補正
に伴い限度額を改めるものであります。起債の方法、利率及び償還の方法については、
補正前に同じです。

次に、第 5 条であります。施設及び機器整備に係る重要な資産の取得に係る財産
を事業の追加により改めるものであります。

3 ページ及び 4 ページの補正予算実施計画については、割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 5 8 号、令和 3 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 1 号）につい
てを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第2号、鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議会運営委員長、松浦司議員から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長(松浦 司君)

議会運営委員会委員長の松浦司です。

発議第2号、鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を行います。

この条例は、行政組織機構の見直しに伴う総務産業建設常任委員会の所管事項を変更するため、鬼北町議会委員会条例の一部を改正するものです。

提出者は、議会運営委員会であります。

改正内容について説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

現行の鬼北町議会委員会条例第2条に、下線部分を追加する改正となります。改正文を朗読いたします。

鬼北町条例第12号、鬼北町議会委員会条例(平成17年鬼北町条例第184号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総務財政課」の次に「、危機管理課」を、「所管に関する事務」の次に「並びに他の委員会の所管に属さない事務」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから発議第2号、鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第3号、鬼北町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、松浦司議員から提案理由を求めます。

○議会運営委員会委員長(松浦 司君)

発議第3号、鬼北町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明を行います。

この規則は、本会議及び委員会への欠席事由を明文化するとともに、出産に係る産前・産後期間にも配慮した規定を整備し、あわせて請願に係る押印規定の見直しを行うため、鬼北町議会会議規則の一部を改正するものであります。

提出者は、鬼北町議会運営委員会であります。

改正内容について説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

鬼北町議会会議規則第2条及び第89条の下線部分の改正となります。

改正文を朗読いたします。

鬼北町議会規則第1号、鬼北町議会会議規則(平成17年鬼北町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に

において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号、鬼北町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、明日から14日までの10日間を休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、明日から14日までの10日間は休会することに決定しました。

なお、6月15日は、定刻に会議を開きます。

次に、休会中の予算常任委員会の審査日程について予算常任委員会委員長から議長宛てに通知がありましたので、お知らせします。

予算常任委員会は、6月9日午前9時から議場で開催されます。

本日はこれをもって延会します。

○副議長（赤松俊二君）

御起立願います。

礼。

（午後 1時24分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 6 番）

鬼北町議会議員（ 7 番）